

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は 企業・市民の皆様の様々な法律問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、各種の法律問題にワンストップで対応いたします。



- 広島電路面電車 白島電停（徒歩1分）
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」（徒歩8分）
- JR「新白島駅」（徒歩10分）

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F

<http://www.hiroso.jp/>

弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122
 広島総合社会保険労務士法人TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1122

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00
 (ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT



● あけましておめでとうございます

弁護士 河合 直人

方とも合わせ持たないといけません。

また、権利の実現には税務も関連しますから、法律的な側面だけでなく税務・会計的な側面からの検討・助言も必要ですし、労務問題では社会保険等も関連します。このような複合的視点からの検討をワンストップで実現する—それが当事務所の提供するサービスです。



2006年10月に弁護士登録をして、翌年1月に広島総合法律会計事務所が設立されましたので、私の弁護士人生は当事務所の歩みでもあり、ある意味、「ミスター広島総合」なのだと勝手に自負しています。

この事務所報の第1号に所員紹介ページがあり、私も「クライアントのために精一杯頑張ります」と抱負を

書いています。弁護士になりたてで、それまでの勉強や1年半の司法修習の成果を手に、早く自分の名前と責任で依頼者にとって有利な判決を得たいという焦燥感があったように思います。そのため、当初は、依頼者の希望や思いを100%裁判所にぶつけるとの考え方で職務を行っていました。この時の熱い思いや初めて書面に弁護士印を押すときの身の引き締まる思いは忘れないようにしていきたいと思います。

それから14年経った今は、予測されるリスクや帰趨を考えて、依頼者にとってベストな結果を出すことも念頭に置いています。勝訴判決よりも和解で自主的に支払ってもらった方が回収可能性が高いのではないか、更に、訴訟以外に適切な解決方法があるのではないか、といった紛争時の検討や、契約書の条項検討だけでなく、そもそも他の契約にすべきではないかなどの相談時の検討がこれに当たります。いわゆる「虫の目」から「鳥の目」と言われているものですが、どちらが良いというものではなく、双

実は、このサービスを最も享受しているのは所員ではないかと思います。助成金の要件をすぐに社労士に聞く、和解金の税務処理を内線で税理士に聞くなど、気軽に専門家の助言を得られます。法律問題についても、大所高所からの意見を年長者に求めたり、最近の裁判所の傾向を若手弁護士に尋ねたり、客員弁護士に裁判例を聞く等、複合的な視点から検討することができます。この連係のメリットを皆様にも経験してもらい、一段上の解決をお手伝いすることがこれから の目標です。

事務所のウリをフル活用している自称「ミスター広島総合」ですが、専門家集団の一人として、今年は（も!?）自己研鑽に励みたいと思います。書籍からも知識を得るべく、汗牛充棟を目指しますが、「角を矯めて牛を殺す」とならないよう、着実に精進していきます。「うし年」だけに…



● 2020 TAXATION SYSTEM REVISION SEMINAR

令和2年度税制改正セミナー

税制改正セミナーは、例年はセミナー会場にて毎年7月に開催をしておりましたが、本年は新型コロナウイルスに対する感染予防の観点から、撮影した動画をWEB上で公開する方法によりご案内することとなりました。

約2カ月余りのHPでの公開でしたが、当初は低调な視聴数ではありました。しかしながら、視聴期間が終わってみると、セミナーの全編視聴155件、法人税の視聴45件、資産税の視聴21件、個人所得税の視聴33件、合計で254件となりました。従来の座学でのセミナーの参加者よりも結果的に多くなり、新たな発見をした次第です。

この結果を踏まえて、今後の事務所セミナーのあり方、皆様への情報提供の仕方について、コロナ後を見据えて改善をしていきたいと思います。また、ご意見を頂きたく思います。

さてセミナーの本題の方ですが、令和に年号が変わった初めての今回の税制改正は、新時代の幕開けにふさわしい内容となりました。

法人の投資減税であるオープンイノベーション税制や、5G設備投資に対する投資減税など、国際競争力の向上やデジタル経済に対応した、積極的な新税制の創設が目を引きます。一方で、連結納税制度の簡素化や、未婚のひとり親に対する所得控除の改正なども講じられました。

今回のWEBセミナーの骨子は、以下となります。

1. 個人所得課税

- NISA制度の見直し・延長
- エンジェル税制の見直し
- 未婚のひとり親に対する税制上の措置、寡婦控除の見直し
- 国外中古建物の不動産所有に対する損益通算等の特例

税理士 岡本 優明

個人所得課税においては、成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援の観点からのNISA制度の見直し・延長が行われました。次世代のイノベーションの担い手たるベンチャー企業に対する資金の流れを強化するために、エンジェル税制の見直しが行われ、また全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われました。

2. 法人課税

- オープンイノベーションに係る措置の創設
- 連結納税制度の見直し
(グループ通算制度への移行)

法人課税においては、新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取り組みを重点的に進めていくため、オープンイノベーションに係る措置として出資の一定額の所得控除を認める措置が設けされました。

また、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しするため、連結納税制度が抜本的に見直され、グループ通算制度へ移行。合わせて単体納税制度についても見直しが行われました。

3. 消費課税

- 消費税の申告期限延長特例の創設

消費課税においては、法人税の申告期限に合わせて、法人に係る消費税の申告期限の特例の創設が行われました。

● 成年後見制度の利用促進について

弁護士 小田 清和

は付くようですが、従来の定期預金の解約が必要になったり、投資信託などの利率の良い資産運用はできなくなります。不正防止策も重要ですが、それまで利用していた資産運用手段の利用の継続も必要なこと思いますので、その辺りの調整が今後求められることと思います。

ところで、「死んだ後のことば遺言書で」ということは、かなり浸透していると思いますが、判断力喪失後のことば理解が広がっていないようです。任意後見利用でなくとも、後見利用になった場合のことを思うと、財産管理や財産処分など後見事務内容について、あらかじめ自己の意思を明確にしておくことが大切です。そうしておけば、必ずとは言えませんが、後見人がそれに沿って事務遂行することができます。例えば重要事務指示書等としてメモを残しておかれのもの、有効な方法になるのではないかと思います。遺言書作成と併せて考えられたら如何でしょうか。

● 2020年を振り返って

社会保険労務士 中段 しのぶ

本来ならば56年ぶりに東京オリンピックが開催され、オリンピックの感動を味わえたはずの2020年。ようやく一緒にアクティビティを楽しめるようになった息子と、今年はどこに出掛けようかと想像を膨らませていましたが、新型コロナウイルス感染拡大によりオリンピックは延期になり、外出自粛で楽しみにしていた旅行も頓挫してしまいました。

自宅にいる時間が増えたことで、できるだけ快適に過ごしたいと家の掃除にも励みましたが、私がすっかりはまってしまったのは韓国ドラマ。人生のどん底にいるけど前向きな主人公に財閥のイケメンが恋をし、いろいろなトラブルを乗り越えて最後はハッピーエンドで終わる。筋書きが分かっていても、見始めるときめられません。1日20~30分程度の視聴ですが、リフレッシュの時間となっています。

思い返せば私にとって韓国は思い出深い国の一つ

です。初めての海外旅行は韓国で、トイレ探しに夢中でコンクリート舗装したての道路に気付かず歩き、身動きが取れない状態で怒られたことは今でも強烈に覚えています。全く韓国語が話せないので、仕事で韓国全土を回ったこともあります。韓国でたくさん怒られ、苦労し、人の温かさにもたくさん触れました。韓国の人と交流する中で、様々な驚きや発見があり、視野が広がったように思います。「違いを楽しもう」と思えるようになったのも、韓国での経験がきっかけであるように思います。

新型コロナウイルスにより、私たちの生活や働き方が以前とは大きく違っていますが、この違いも前向きに捉えていけたらと思います。



尾道でSUPを楽しんだ夏